

事 務 連 絡  
平成18年11月1日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について  
(中国産ねぎ及びその加工品)

平成18年度輸入食品等モニタリング計画については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号（最終改正：平成18年10月13日付け食安輸発第1013005号）に基づき実施しているところです。

今般、検疫所のモニタリング検査の結果、中国産乾燥ねぎにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、イソプロカルブを共通項目に追加し、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を引き続き50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願ひします。

記

1 対象食品  
中国産ねぎ及びその加工品（簡易な加工に限る）

2 検査項目  
残留農薬

(違反事例)

1. 品 名：乾燥ねぎ
2. 生産国：中国
3. 製造者：KAIFENG TAIYO KINMEI FOOD CO., LTD.
4. 検査結果：イソプロカルブ 0.02ppm\*（基準値：0.01ppm）
5. 検 疫 所：名古屋検疫所（届出受付番号：第53004710190号1欄）
6. 輸 入 者：太陽化学 株式会社

※生鮮ねぎに換算した値。